

2002年3月7日

高知県知事 橋本 大二郎 様
高知県教育長 大崎 博澄 様

部落解放同盟高知県連合会
委員長 森田 益子



地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
(「地対財特法」)の期限切れ後の同和行政の推進等について(要請)

貴会の、同和問題解決に向けたこれまでの取組に敬意を表します。

さて、現行の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(「地対財特法」)は、本年3月末を持って期限切れを迎えます。周知のように1965年の内閣同和対策審議会答申(「同対審答申」)は「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、部落差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならないと指摘しました。また、1996年5月の地域改善対策協議会意見具申(「地対協意見具申」)は、①これまでの取組によって部落差別の実態は改善されてきてはいるものの、今日なおこの問題の解決は重要な課題であること、②同和問題の解決をはじめとする日本社会に存在する人権問題の解決が国際的責任となってきたこと、③今後とも同和問題の解決は国の責務であるとともに国際的課題であるとした同対審答申の基本精神を踏まえていく必要があること、④特別措置を終了し一般施策へと移行していくことは、同和行政の終結を意味するものではなく、今後は同和問題の解決をめざし一般施策を活用(工夫を含む)することによって従来にもまして積極的にこの行政を推進していく必要があること、⑤同和問題の解決は過去の課題ではなく、あらゆる人権問題の解決と結びついた未来に関わる重要な課題であり、新たな視点からこの問題の解決に取り組む必要があることを明確に指摘しました。

部落差別がすぐれて地域に対する差別であること、2000年4月に「地方分権一括法」が施行され自治体の役割が大きくなってきていること等を考慮したとき、部落差別の撤廃に向けた自治体の役割はきわめて大きなものがあります。

自治体の場合、これまでの地域での取組の成果として2002年1月17日現在、部落差別撤廃・人権宣言は954採択され、条例は722制定されています。また、各地で「地対財特法」期限後も部落差別が撤廃されるまで同和行政を積極的に実施していくことの必要性が審議会の答申等で指摘されていますし、首長の決意としても表明されています。

しかしながら、一部には「地対財特法」の終了=同和行政の終結と受け止めている自治体も存在していますし、せっかく部落差別撤廃・人権宣言や条例の存在している自治体でも、計画が策定されていなかったり市町村合併の動きの中に巻き込まれているところも少なくありません。言うまでもなく、市町村合併は部落差別撤廃・人権確立を基礎に住民の幸せの拡大のために行われなければなりません。

したがって、自治体についても、①部落問題の根本的な解決に向けた「自治体の責務」と今後の方針と計画を明確に示すこと、②部落差別の今日的な実態を全面的に明らかにするための調査を早急に実施すること、③「地对財特法」期限切れ後も、部落問題の解決のために総合調査・企画立案機能を持ったセクションを継続・発展させる或いは設置すること、④部落差別撤廃に向けてどのような一般施策を活用していくのかを具体的に示すこと、⑤部落差別撤廃・人権条例を制定し、計画を策定すること、等が求められています。

また、2000年12月に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（「人権教育・啓発推進法」）が施行され、本年3月末までには、この法律に基づく国としての人権教育・啓発基本計画が策定されることとなっています。「人権教育・啓発推進法」の第5条では人権教育・啓発の推進が自治体の責務として定められており、自治体としても人権教育・啓発計画を策定し、法にもとづき国への財政的支援を具体的に求めるなどこの法律をうけた取り組みが求められています。

つきましては、以下の要請に対して誠意を持って回答いただけますよう要請します。

記

1. これまでの同和行政の成果と到達点を明らかにするとともに、今日的課題について明らかにされたい。さらに「地对財特法」後の同和問題の根本的な解決に向けた貴自治体としての責務と同和行政基本方針や推進プランなど今後の方針及び計画を明確にされたい。
2. 早急に部落差別の今日的な実態を全面的に明らかにする必要がありますが、貴自治体としての見解を明らかにされたい。
3. 「地对財特法」期限切れ後も、同和問題解決のために総合調整・企画立案機能を持ったセクションおよび人権教育・同和教育を推進していくためのセクションを貴自治体内に継続発展させる或いは設置することが求められていますが、この点に関する見解を明らかにされたい。
4. 同和問題解決に向けて、どのような一般施策を活用していくことができるのかを具体的に示していただきたい。また、一般施策の改革および創設についての具体的な方向を示していただきたい。
5. 部落差別撤廃・人権条例を制定し、計画を策定されたい。
6. 「人権教育・啓発推進法」をうけた貴自治体としての「基本計画」策定などの取り組みを明らかにされたい。

以 上